

令和8年9月1日
地 域 行 政 部
地 域 行 政 課

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

執務スペースの狭隘化等のため移転する太子堂出張所について、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例を令和8年第3回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

太子堂出張所の位置を、「東京都世田谷区東京都世田谷区太子堂二丁目17番1号」から「東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号」に変更する。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

令和9年1月を予定し、規則で定める日から条例を施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第1（第2条関係）			○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第1（第2条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
世田谷区太子堂出張所	東京都世田谷区太子堂 <u>四丁目1番1号</u>	池尻一丁目 池尻二丁目 池尻三丁目 池尻四丁目（1番から32番まで） 三宿一丁目 三宿二丁目 太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目 三軒茶屋二丁目 若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目 宮坂一丁目 宮坂二丁目 宮坂三丁目 桜丘一丁目 桜丘二丁目 桜丘三丁目 桜丘四丁目 桜丘五丁目 経堂一丁目 経堂二丁目 経堂三丁目 経堂四丁目 経堂五丁目 下馬一丁目 下馬二丁目 下馬三	世田谷区太子堂出張所	東京都世田谷区太子堂 <u>二丁目17番1号</u>	池尻一丁目 池尻二丁目 池尻三丁目 池尻四丁目（1番から32番まで） 三宿一丁目 三宿二丁目 太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目 三軒茶屋二丁目 若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目 宮坂一丁目 宮坂二丁目 宮坂三丁目 桜丘一丁目 桜丘二丁目 桜丘三丁目 桜丘四丁目 桜丘五丁目 経堂一丁目 経堂二丁目 経堂三丁目 経堂四丁目 経堂五丁目 下馬一丁目 下馬二丁目 下馬三

改正後			改正前		
		丁目 下馬四丁目 下馬五丁目 下馬六丁目 野沢一丁目 野沢二丁目 野沢三丁目 野沢四丁目 上馬一丁目 上馬二丁目 上馬三丁目 上馬四丁目 上馬五丁目 駒沢一丁目 駒沢二丁目			丁目 下馬四丁目 下馬五丁目 下馬六丁目 野沢一丁目 野沢二丁目 野沢三丁目 野沢四丁目 上馬一丁目 上馬二丁目 上馬三丁目 上馬四丁目 上馬五丁目 駒沢一丁目 駒沢二丁目
(略)					
附 則 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>					